

全骨格標本として阪大歯学部に寄贈され保存されている。

(奈良佐保女学院短期大学)

39 明治期御雇外国人医学教師関係法

について (第二報)

高安伸子

前回の総会において、演者は明治初期における御雇外国人医学教師が、どのような法令により、身分及び生活を規制されていたのかについて報告した。今回の報告は前回、報告できなかった明治十年(一八七七)以降の、御雇外国人医学教師に関する法令を中心として、考察を進めた第二報である。

前回、報告したように御雇外国人に関する明治期最初の法令は、明治元年(一八六八)八月二十二日に行政官から出されたものである。その内容は諸藩において勝手に外国人を雇入れることを禁じ、雇入れの際には外国官に許可を得るように規定するものであった。外国官というのは外務省の前身となる中央官庁で、明治元年閏四月二十一日に設け

られ、外交・貿易・開拓などの事務を司った。外務省となるのは同二年七月八日のことである。

以後、太政官など中央官省より多数の法令が出された。

医学教師を統轄する立場の文部省は、同五年と同六年の二年間だけで御雇外国人について二十以上の法令を出しており、その法令の内容が外国教師の教授する医学教則や、雇入条約規則書及び雇入方心得が中心である点から、この時期が御雇外国人医学教師関係法第一の整備期であったと考えた。

同十年二月三日に出された太政官達は、外国人を雇入れの際に約定書草案を外務省に差出すには及ばず、という内容で、それまで政府が握っていた外国人雇入等に関する最終的な権限が、各省に委ねられることになった。この十年の法令を境として、外国人雇入に関する法令数は減少していく。こうした点から、同十年を御雇外国人医学教師関係法の第二の整備期として捕えた。

今回の報告では、明治十年以降に出された御雇外国人教師に関する法令のうち、同十六年（一八八三）八月三日付の太政官第三十二号達と同二十三年（一八九〇）四月二十五日

付の内閣訓令第四号の二つに注目をした。同十六年の太政官第三十二号達とは、各庁において外国人を雇入・雇継・増給する場合には予め伺い出ること、外国人を解雇・減給する場合はその都度、届け出ること、という趣旨の法令である。つまり、この太政官達では、外国人に対しての雇入・増給・雇継は認可制をとり、減給・解雇においては届出制をとるということを決め、前述の同十年の太政官達を改める内容となっている。

同二十三年の内閣訓令第四号は「同十六年に出された太政官第三十二号達を廃止する。但し外国人の雇入・雇継・雇止の節は、その時々々に内閣へ報告すべし」というもので、外国人の雇入等に関するすべての項目について届出制に変える決定がなされた。さらに、この内閣訓令に先立つ、同年四月十八日に出された内閣書記官稟申ひんしんには、以下のような趣旨の内容が書かれている。一、各庁における従前の外国人雇入等は、明治十六年太政官第三十二号達により規定されていたが、同十八年官制改革の際より雇継及び給料の増加は各省限り施行し、最初の雇入れのみ従前の通り閣議に提出の事に改められた。二、これはもとは正貨の濫

出を防ぐ趣旨に出たものであるが、今日にあっては会計法及び会計規則実施により、総て予算経費の外に支出の途はないので、別に検束を加えることを要さない。三、よって自今各庁限り施行し、その時々内閣に報告すべきことに改定するべきであると認めるといふものである。この内閣書記官稟申から、明治政府の外国人雇入についての方針の變遷を辿ることができる。

以上の法令の存在から、同十六年を第一、同二十三年を第二の御雇外国人医学教師関係法の轉換期であると考えている。

(順天堂大学医学部医史学研究室)

40 「自然良能」及び「医ハ自然ノ臣僕ナリ」思想の回帰

津 下 健 哉

私は整形外科医であり創傷処置についての学生の講義の際には「医ハ自然ノ臣僕ナリ」、即ち創を治すのは自然の力であり、医師はその手伝いしか出来ない。我々に出来ることは手術と言う手段を使って治り易い状態にすること、少なくともその邪魔をすべきでないことを強調してきた。しかしその出典についてはヒポクラテスらしいとのみで詳しいことは知るところが無かったが、最近阿知波氏の詳細な論述のあることを知り、これを追いつながら考察を試みた。

先ずヒポクラテスについては氏も述べられた如く「The physician is the servant of the art」なる言葉はあるが、「医ハ自然ノ臣僕ナリ」なる語は見られない。しかしヒポ